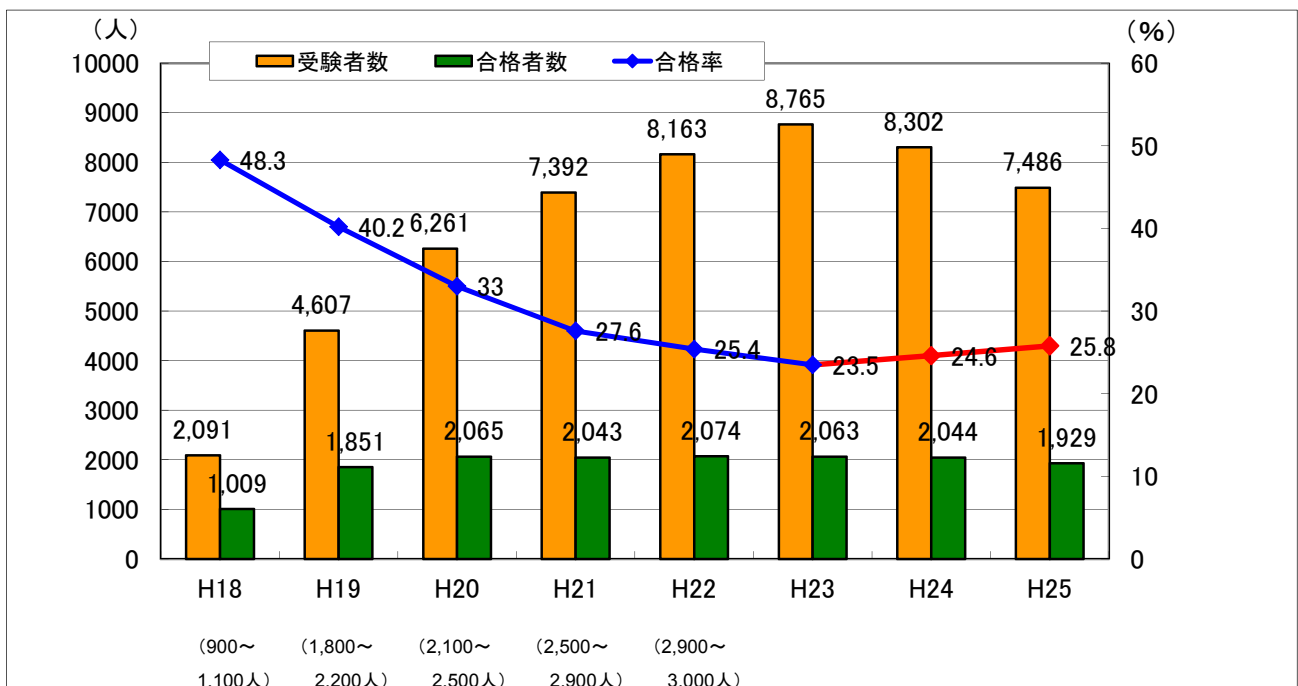


法科大学院の現状について

司法試験合格率の低下傾向

- 平成22年頃に合格者数を年間3,000人とするとの政府目標は実現せず。
- 受験者数が累増し、合格者数が頭打ちのため、合格率は低下傾向だったが、24年試験から上昇。



司法試験の合格状況（既修者6～7割、未修者3～4割）

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	既修者	未修者
				平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176
平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%
平成19年度修了者 (平成20～24年受験可)	4,911	2,273	46.3%	65.4%	32.6%
平成20年度修了者 (平成21～25年受験可)	4,994	2,355	47.2%	68.7%	31.9%
平成21年度修了者 (平成22～25年受験可)	4,792	2,208	46.1%	66.4%	32.2%
平成22年度修了者 (平成23～25年受験可)	4,535	1,991	43.9%	60.9%	31.8%
※平成23年度修了者 (平成24～25年受験可)	3,937	1,478	37.5%	53.0%	24.8%
※平成24年度修了者 (平成25年受験可)	3,457	1,067	30.9%	44.2%	16.7%

(※は3回の受験に至っていない。)

法科大学院における平成25年度の入学者選抜の状況

(平成25年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	志願者数	入学者数	入学定員充足率※2	【参考】 入学定員
平成25年度	13,924人	2,698人	0.63	4,261人
前年度 (平成24年度)	18,446人 ▲4,522人(▲24.5%)	3,150人 ▲452人(▲14.3%)	0.70 ▲0.07(▲10%)	4,484人 ▲223人(▲5%)
ピーク時	72,800人 ▲58,876人(▲80.9%) (平成16年度※1)	5,784人 ▲3,086人(▲53.4%) (平成18年度)	1.03 ▲0.40(▲38.8%) (平成16年度※1)	5,825人 ▲1,564人(▲26.8%) (平成19年度)

※1 平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人(▲27,832人(▲66.7%))、入学定員充足率は0.95(▲0.32(▲33.7%))。

※2 入学定員割れの法科大学院は、全69校中64校(93%)。このうち、入学定員を7割以上充足している法科大学院は19校、入学定員が5割に満たない法科大学院は40校。

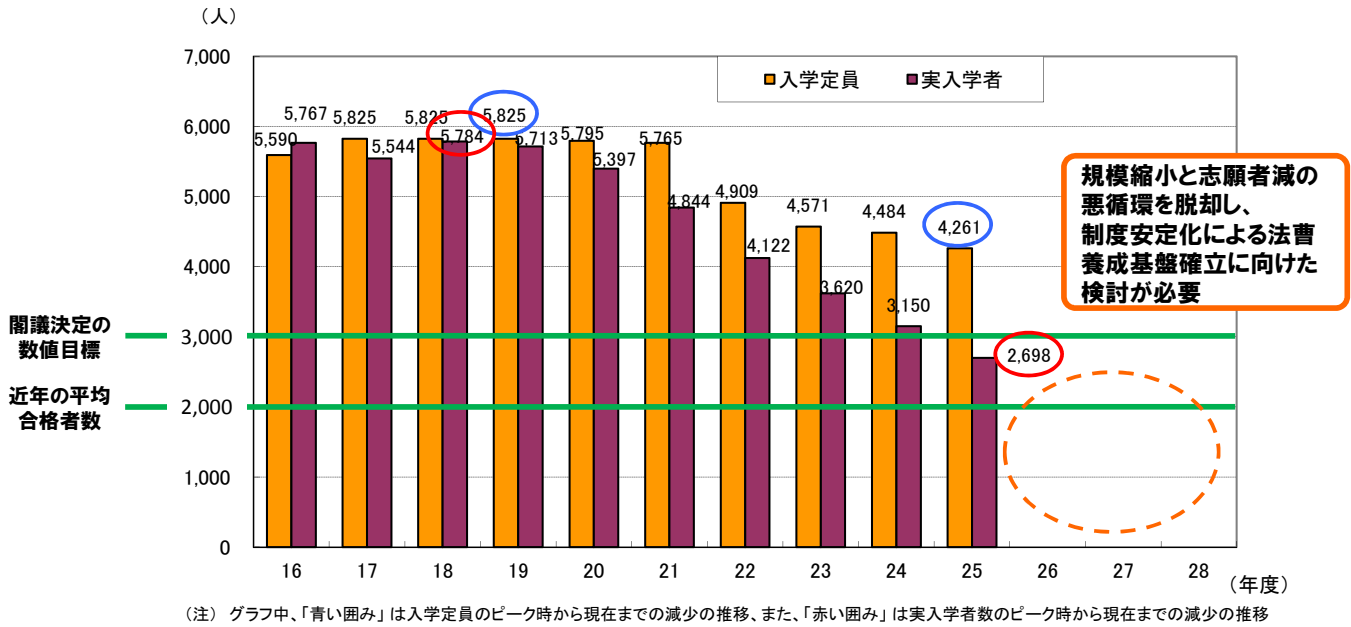
入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）【再掲】

① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ **入学定員充足率の確保などを通じた入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進**

＋ 入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討



入学定員と実入学者数(法学未修者の状況)

- ・ 新司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者数や入学者数が減少。
- ・ **法学未修者(主として社会人、法学部以外の出身者)が減少。**

※ ()内の数字は、ピークを100としたときの割合

年度	志願者数	入学者数	入学者の内訳		(参考)	
			法学既修者	法学未修者	入学者のうち社会人	入学者のうち非法学部出身者
平成16年度	72,800 (100)	5,767 (99.7)	2,350 (100)	3,417 (94.8)	2,792 (100)	1,988 (100)
平成17年度	41,756 (57.4)	5,544 (95.9)	2,063 (87.8)	3,481 (96.6)	2,091 (74.9)	1,660 (83.5)
平成18年度	40,341 (55.4)	5,784 (100)	2,179 (92.7)	3,605 (100)	1,925 (68.9)	1,634 (82.2)
平成19年度	45,207 (62.1)	5,713 (98.7)	2,169 (92.3)	3,544 (98.3)	1,834 (65.7)	1,490 (74.9)
平成20年度	39,555 (54.3)	5,397 (93.3)	2,066 (87.9)	3,331 (92.4)	1,609 (57.6)	1,410 (70.9)
平成21年度	29,714 (40.8)	4,844 (83.7)	2,021 (86)	2,823 (78.3)	1,298 (46.5)	1,224 (61.6)
平成22年度	24,014 (33.0)	4,122 (71.3)	1,923 (81.8)	2,199 (61)	993 (35.6)	868 (43.7)
平成23年度	22,927 (31.5)	3,620 (62.6)	1,916 (81.5)	1,704 (47.3)	763 (27.3)	748 (37.6)
平成24年度	18,446 (25.3)	3,150 (54.5)	1,825 (77.7)	1,325 (36.8)	689 (24.7)	591 (29.7)
平成25年度	13,924 (19.1)	2,698 (46.5)	1,617 (68.8)	1,081 (30)	514 (18.4)	502 (25.3)

入学定員の適正化の経過（課題を抱える法科大学院の状況）

『**合格率に課題がある法科大学院**』を中心に、**実入学者数が大幅に減少**。

司法試験合格率が、全国平均の半分未満の法科大学院 **24校** の実入学者数の合計は、大幅に減少。

H18年度： 1,201人 （全体の20.8%）

／全体5,784人

H25年度： **168人** （全体の**6.2%**）

／全体2,698人

約**85%**の減

なお、上記課題を抱える **24校** のなかには、

- ・ 既に学生募集停止を公表した法科大学院 **8校** のほか、
- ・ 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている

組織見直し(統合、募集停止、廃止)の状況

学生募集停止を公表した法科大学院 **8校**

(23年4月学生募集停止、25年3月廃止)

- ・ **姫路獨協大学 法科大学院** （22年5月表明）

(25年4月学生募集停止)

- ・ **大宮法科大学院大学** （23年8月表明）
※ 桐蔭横浜大学法科大学院と統合
- ・ **明治学院大学 法科大学院** （24年5月表明）
- ・ **駿河台大学 法科大学院** （24年7月表明）
- ・ **神戸学院大学 法科大学院** （24年7月表明）

(26年4月学生募集停止予定)

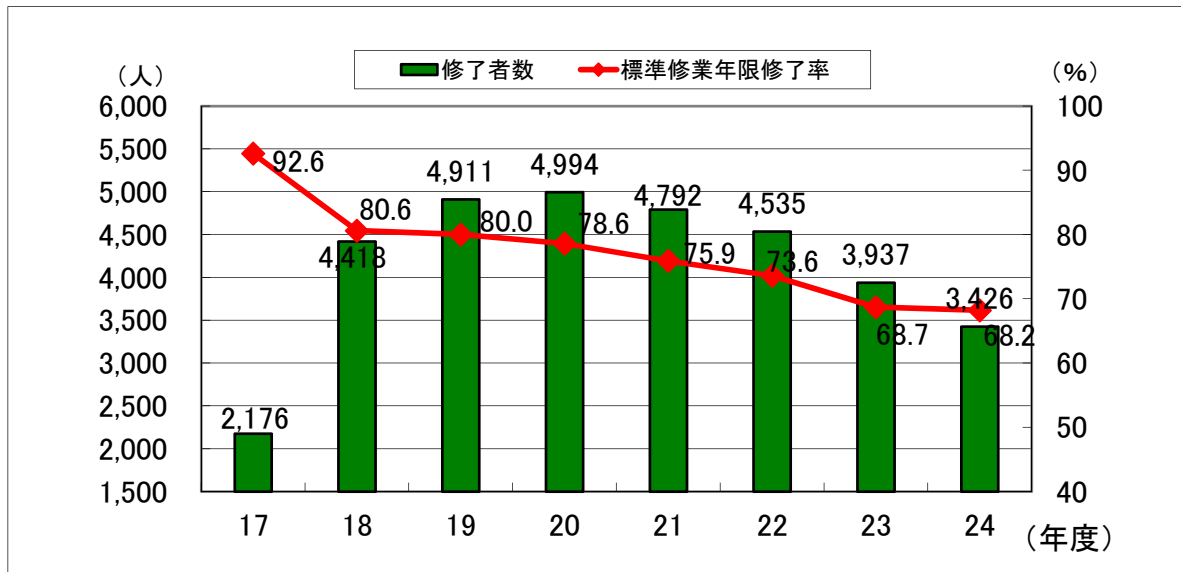
- ・ **東北学院大学 法科大学院** （25年3月表明）
- ・ **大阪学院大学 法科大学院** （25年6月表明）

(27年4月学生募集停止予定)

- ・ **島根大学 法科大学院** （25年6月表明）

「修了認定の厳格化」の進捗状況

- 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。



標準修業年限での修了認定状況（既修者9割、未修者5割）

修了年度	標準修業年限 修了者数	標準修業年限での修了認定状況	
		既修者	未修者
平成17年度	2,176 (92.6%)	2,176 (92.6%)	—
平成18年度	4,383 (80.6%)	1,819 (90.0%)	2,564 (75.1%)
平成19年度	4,541 (80.0%)	1,972 (91.5%)	2,569 (73.0%)
平成20年度	4,537 (78.6%)	1,996 (93.0%)	2,541 (70.1%)
平成21年度	4,263 (75.9%)	1,871 (91.2%)	2,392 (67.1%)
平成22年度	3,931 (73.6%)	1,790 (89.6%)	2,141 (64.0%)
平成23年度	3,263 (68.7%)	1,650 (86.6%)	1,613 (56.8%)
平成24年度	2,814 (68.2%)	1,643 (85.8%)	1,171 (53.0%)

※()内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

改善方策について

入学定員の適正化、組織見直しに関する課題

●実入学者数について、大幅減が既に進行しているなかで、入学定員について教育上の適正規模を確保する必要がある。

○実入学者については、ピーク時(平成18年度)の5,784人から、現在(平成25年度)の2,698人へと、大幅に減少。施策が効果を発するまでのタイムラグ等を考慮した上で、適正規模が確保されるよう施策見直しの検討が必要。

○入学定員については、当面、入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの取組を検討・実施し、適正な規模となるようにする。

●入学定員減、統廃合について、法科大学院の教育全体の質を確保するとの観点から、組織改革の加速に向けた取組を進める。

○特に、司法試験合格率等に課題が大きい法科大学院については、入学定員の縮減、統廃合の促進等の組織改革の加速に向けた取組を進めていく。

○法曹志願者の減少が大きな課題となる中、法科大学院の教育全体の質を確保することが重要であるので、大学間の連携を含めて、組織改革を進めることが重要。

入学定員の適正化、組織見直しに係る現在の取組

1. 公的支援の更なる見直しに基づく26年度入学定員の見直しの実施

- 昨年9月、文部科学省において策定・公表した「公的支援の更なる見直し」に基づき、現在、課題を抱える法科大学院を中心に、本年度の入学状況等を踏まえて26年度入学定員の見直しが行われているところ。
- この検討結果は、本年6月末までに文部科学省に対して報告されたところ。

2. 中教審・改善状況調査WGによる教育改善などの取組促進の実施

- 中教審・法科大学院特別委員会の下に、改善状況調査WGを設置し、全ての法科大学院に対する書面調査を実施した上、必要に応じてヒアリング、実地調査を実施。
- 現下の状況を踏まえて、課題を抱える法科大学院の教育改善に係る取組をさらに促進。

3. 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請

- 文部科学省から、全ての法科大学院^(※)に対し、法曹養成制度検討会議中間的取りまとめにおける厳しい指摘の状況を伝達するとともに、25年度の入学状況等も踏まえた入学定員の適正化や組織見直しなどに関する検討を要請したところ。

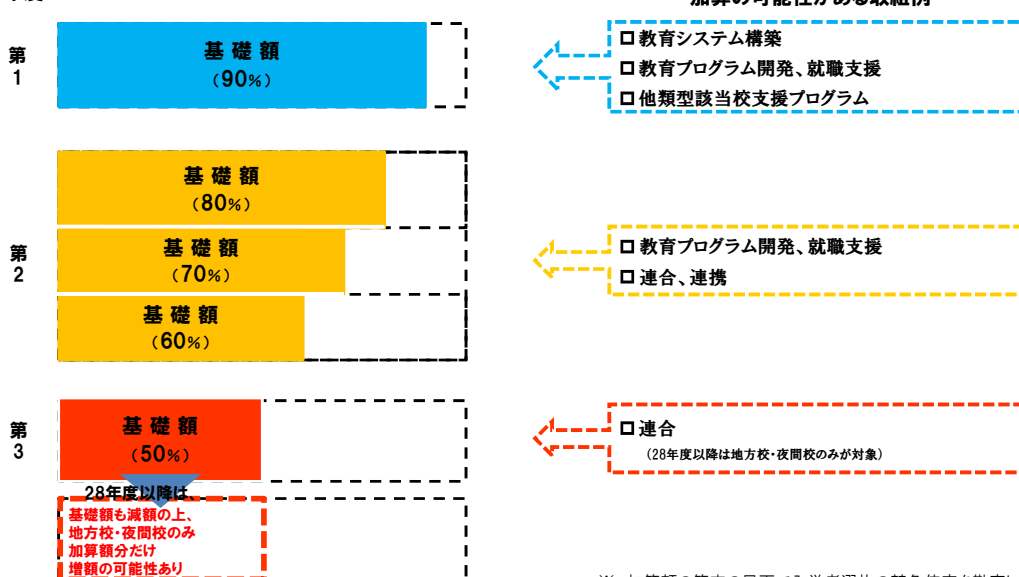
(※) 学生募集停止を公表している法科大学院は除く

公的支援の見直しの更なる強化について

■ 法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要があることから、平成25年11月に「公的支援の見直しの更なる強化策」を決定。

- 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3類型に分類
- 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

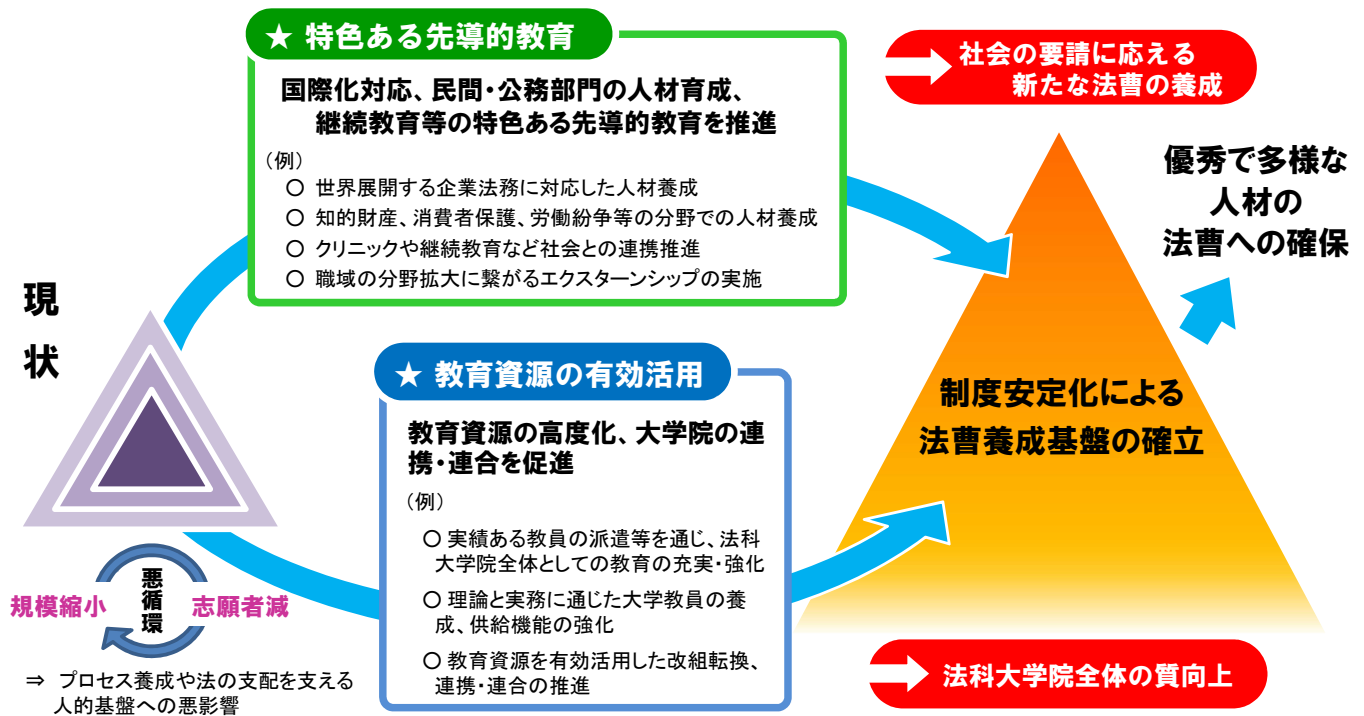
27年度



※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

法科大学院の浮揚のための具体的方策（イメージ）案

- 法科大学院教育の浮揚のため、全体としての質の向上を図る
 - 法科大学院相互の連携強化により、教育資源を有効に活用し、全体の質向上に資する
- 法曹養成制度改革の理念を実現するため、国際化対応、民間・公務部門の人材育成、継続教育等を充実する
 - 特色ある先導的教育の推進を通じて、社会の要請に応える新たな法曹を育成し、職域拡大にも資する



参考①

法科大学院の認証評価について

1. 法科大学院に対する認証評価の仕組みについて

1. 制度の概要

〔学校教育法第109条、学校教育法施行令第40条〕

- 国公立の全ての大学は、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による機関別の認証評価を受けることが法令上義務付け
- さらに、法科大学院をはじめとする専門職大学院には、上記認証評価に加えて、5年以内ごとに認証評価機関による分野別の認証評価も受けることが法令上義務付け

2. 文部科学大臣による評価機関の認証

- 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての認証基準が、省令に規定
- 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける
- その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける

3. 認証評価機関による評価の方法

- 認証評価機関は、法科大学院等の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価を行い、評価基準に適合しているか否かの認定を実施
- なお、大学は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

4. 評価の結果について

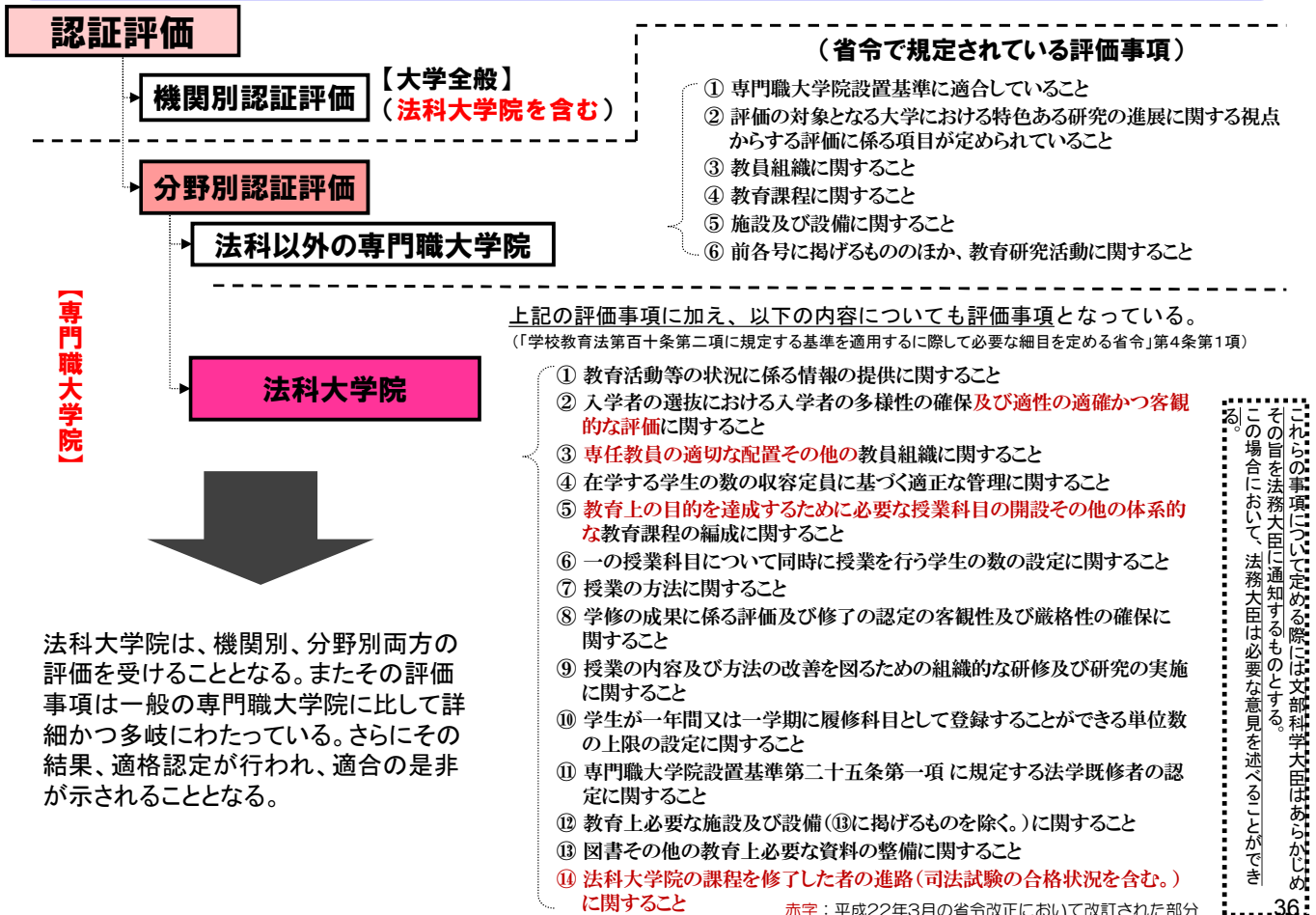
〔法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条第4項及び第5項〕

- 文部科学大臣は、認証評価機関からその結果の報告を受けたときは、遅滞なく法務大臣に通知するものとする。
- 文部科学大臣は、適格認定が受けられなかった法科大学院に対して、教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求める。

(参考)

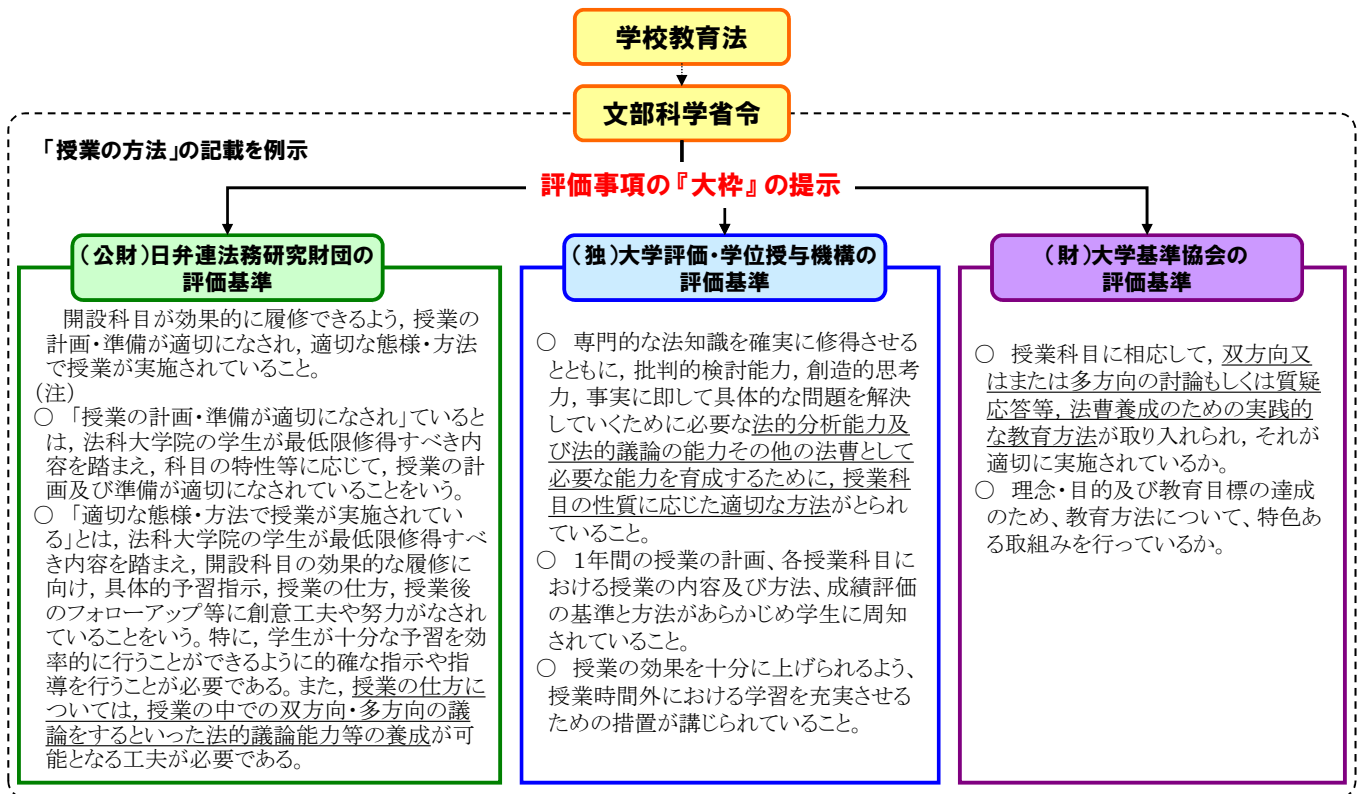
なお、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

5. 法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

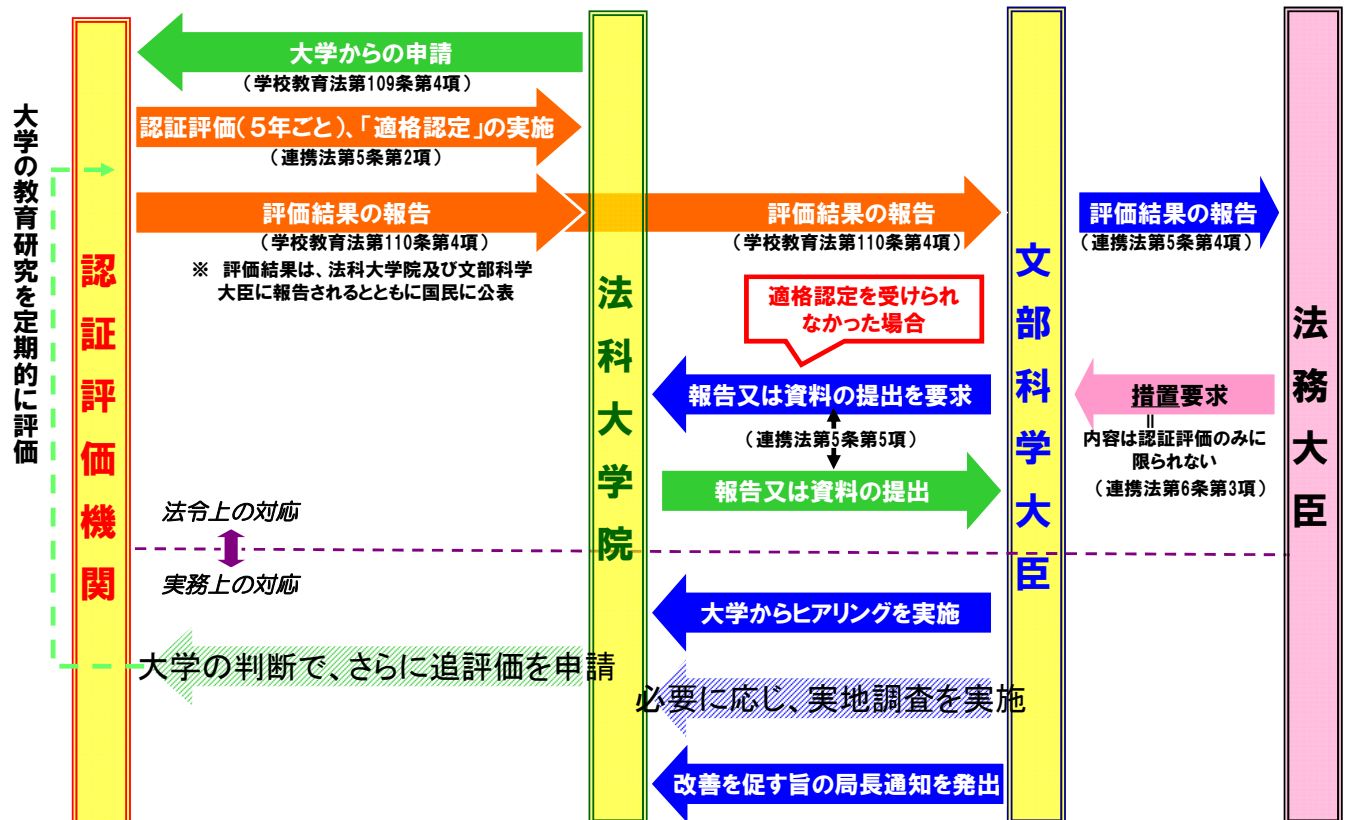


6. 法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**



7. 法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

II. 法科大学院に対する認証評価を行う機関の概要について

	(公財) 日弁連法務研究財団 (平成10年4月24日設立認可)	(独) 大学評価・学位授与機構 (平成16年4月1日独法移行)	(財) 大学基準協会 (昭和34年12月18日設立認可)
設立目的	法及び司法制度の研究、法律実務に携わる者の研修、法情報の収集と提供を行うことにより、法及び司法制度の研究の深化並びに法律実務の改善を図ること	大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関の教育研究活動等の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図ること 学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図ること	内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献すること
実施する認証評価	① 法科大学院【H16.8.31認証】	① 大学【H17.1.14認証】 ② 短期大学【H17.1.14認証】 ③ 法科大学院【H17.1.14認証】 ④ 高等専門学校【H17.7.12認証】	① 大学【H16.8.31認証】 ② 短期大学【H19.1.25認証】 ③ 法科大学院【H19.2.16認証】 ④ 経営系専門職大学院【H20.4.8認証】 ⑤ 公共政策系専門職大学院【H22.3.31認証】 ⑥ 公衆衛生系専門職大学院【H23.7.4認証】
評価手数料	法科大学院の本評価(収容定員に応じて) 300名程度以下 350万円 600名程度 375万円 900名程度 400万円 (追評価にあっては一分野80万円、さらに分野追加ごとに50万円(ただし、総額は認証評価の手数料は越えない))	法科大学院の本評価 350万円 (追評価にあっては80万円)	法科大学院の本評価 300万円 (追評価にあっては50万円、実地調査が必要な場合には加えて25万円)
役員の構成	全13名 うち 大学関係者4名 うち 法曹関係者9名 (平成25年1月現在)	全5名 うち 大学関係者3名 うち 民間関係者1名 うち 出向者1名(文部科学省) (平成25年4月1日現在)	全36名 36名全てが大学関係者 (平成24年6月30日現在)
評価者の構成	(評価委員会) 全23名 うち 大学関係者10名 うち 法曹関係者 8名 うち 民間関係者 5名 (平成25年4月1日現在)	(法科大学院認証評価委員会) 全27名 うち 大学関係者16名 うち 法曹関係者 7名 うち 民間関係者 4名 (平成24年6月現在)	(法科大学院認証評価委員会) 全18名 うち 大学関係者14名 うち 法曹関係者 2名 うち 民間関係者 2名 (平成25年4月1日現在)

III. 法科大学院に対する認証評価の結果とその対応について

1 巡目の評価結果	(公財) 日弁連法務研究財団					(独) 大学評価・学位授与機構					(財) 大学基準協会				
	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-		
岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22	
鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20			
琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19			
北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23	
大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19			
獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22	
青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22	
國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20			
駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23	
成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20			
創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20			
大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22	
中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21			
東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-		
東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-		
明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-		
立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20			
早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19								
山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20								
愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20								
京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20								
立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19								
立命館大学	○	H19			専修大学	○	H19								
関西学院大学	○	H20			明治大学	○	H20								
姫路獨協大学	×	H20	制度なし		同志社大学	×	H20	○	H21						
久留米大学	○	H19			近畿大学	○	H20								
西南学院大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21						
福岡大学	○	H19													

※追評価とは
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

2 巡目の 評価結果	(公財)日弁連法務研究財団			(独)大学評価・学位授与機構			(財)大学基準協会		
	大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果	
		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度
	島根大学		H25	北海道大学	○	H24	白鷺大学		H25
	岡山大学		H25	東北大学		H25	慶應義塾大学	○	H24
	鹿児島大学	○	H25	筑波大学		H26	日本大学		H25
	琉球大学		H25	千葉大学	○	H23	法政大学	○	H24
	北海学園大学		H26	東京大学		H25	明治大学		H25
	獨協大学	○	H24	一橋大学	○	H24	神奈川大学		H25
	青山学院大学		H25	横浜国立大学		H25	関東学院大学		H25
	國學院大学	○	H24	新潟大学	○	H24	桐蔭横浜大学		H25
	駒澤大学	○	H23	金沢大学	○	H24	中京大学		H25
	成蹊大学	○	H25	信州大学		H26	南山大学		H25
	創価大学	○	H24	静岡大学		H26	名城大学		H25
	大東文化大学	○	H24	名古屋大学		H25	関西大学		H25
	中央大学		H25	京都大学		H25	甲南大学		H25
	東海大学		H25	大阪大学		H25	広島修道大学		H25
	東洋大学		H25	神戸大学		H25			
	立教大学	○	H24	広島大学		H25			
	早稲田大学	○	H23	香川大学	○	H24			
	山梨学院大学		H25	九州大学		H25			
	立命館大学	○	H24	熊本大学	○	H24			
	関西学院大学	○	H25	首都大学東京		H25			
	久留米大学	×	H24	大阪市立大学		H25			
	西南学院大学	○	H24	学習院大学		H25			
	福岡大学	○	H24	上智大学	○	H24			
				専修大学	○	H24			
				愛知大学	○	H24			
				同志社大学		H25			
				近畿大学		H25			

1. 1巡目で適格認定を受けられなかった理由とその後の対応について

大学名	受審年度・機関	具体的な指摘内容	追評価・再評価	追評価・再評価を受けていない大学のその後の対応
愛知大学	H19・財団	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムが法律基本科目に過度に偏っている。さらに、司法試験論文式受験対策に係る授業科目が配置され答案作成の技法指導に著しく偏っており、法曹に必要なスキルやマインドを体系的かつ適切に修得できるものとなっていない。 履修科目登録単位数の上限設定が規定の単位数を超えていることから、適切な履修がなされていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度にカリキュラム改正を実施し、修了要件に占める法律基本科目の割合を減らした。 規定の単位数を超える要因となった科目を平成21年度以降は廃止した。
山梨学院大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 再試験の運用が適切になされていないなど厳格な成績評価が実施されていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 再試験の運用に係る要領等を整備した。さらにその実施目的と実施基準を明確化し、実施手続と実施方法の見直しも行った。
成蹊大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 授業科目の履修が偏らないような配慮がなされているとはいえない。 展開・先端科目として配置されている演習等の一部の内容が実質的に法律基本科目となっている。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度にカリキュラム改正を行い、科目の履修が偏らないよう整備した。 当該展開・先端科目については法律基本科目に分類し直した。
東北学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の一部について教育歴及び研究業績が不足している専任教員がおり、必要な専任教員数が事実上充足されていない。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 設置に係る審査で資格が認められている者を専任教員として採用し、平成21年4月より着任。
関西大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 修了要件に算入しない自由科目が、必修科目として扱われており、さらに法律基本科目の内容になっていることから、事実上、法律基本科目に偏ったカリキュラムになっている。 1クラス50人を大幅に上回る科目が複数ある状況が例年続いている。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 学則を改正し、平成24年度入学生から履修バランス等に配慮した新たなカリキュラムとする。 1クラスの人数については講義科目のクラス数を増やし、いずれも50人を下回った。
甲南大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 出席率が平常点の採点要素となっており、明示された成績分布の割合と異なる科目が多い。また、可否の基準が曖昧など、成績評価が客観的かつ厳格に実施されていない。 入試の配点割合や試験結果が公表されていない。 法学未修者の選抜に際して、法律的要素(旧司法試験の短答式や論文式の合格など)が考慮されている。 実務家教員の一部がカリキュラム以外の審議に参画できない規程になっている。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 出席は成績評価の対象にせず、単位認定に当たっては一定点数以上を合格とする絶対評価制度を導入。 平成22年度入試より、各項目の配点割合は入学試験要項で、また、試験結果はホームページでそれぞれ公表。 法学未修者コースの出願書類から、「旧司法試験の成績」を削除。 実務家教員も事項を限ることなく審議に参画できるよう、平成21年2月に規程改正。

(続く)

大学名	受審年度・機関	具体的な指摘内容	追評価・再評価	追評価・再評価を受けていない大学のその後の対応
日本大学	H23・協会 (追評価)	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの構成が法律基本科目に著しく偏ったものとなっており、科目のバランスが不適切との指摘を受け、法律基本科目以外の科目を充実させる対応を取ったが、新たに開設された科目の内容が、実質的に法律基本科目の内容となっている。 法学既修者が入学後に、単位認定された科目と同様の内容の基礎的な科目を履修する状態が依然として残っている。 	不適格	<ul style="list-style-type: none"> 追評価における指摘を受けた新設科目については、学則を改正し、当該科目を削除。 追評価における指摘内容を受けて、カリキュラムを再編し、問題を解消するとともに、先端的な法分野及び専門的法分野にふさわしい展開・先端科目を開設することとした。
東北学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の一部について教育歴及び研究業績が不足している専任教員がおり、必要な専任教員数が事実上充足されていない。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 設置に係る審査で資格が認められている者を専任教員として採用し、平成21年4月より着任。
東海大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目に極端に傾斜したカリキュラムとなっている。 多くの学生が授業後に開設されている「自主演習」に出席し、履修登録の上限が実質的に守られていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度にカリキュラム改訂を行い、平成22年度より新カリキュラムを実施。 平成21年度に授業時間を90分から120分に変更し、授業後の「自主演習」を全面的に廃止した。
鹿児島大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の一分野において必要な専任教員数の基準を満たしていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月より当該法律基本科目を担当する専任教員を配置。
大阪学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 基本分野の基礎的な学修を行う前に、法律実務基礎科目が配当されており、教育効果の点で問題がある。 既修者認定試験を実施しない科目まで単位認定をしている。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度入学生より、当該法律実務基礎科目の配当年次を見直した。 既修者認定については、認定試験の内容に応じた科目(30単位)を認定対象科目とした。
姫路獨協大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価委員会が組織されているものの自己改革の仕組みが機能していない。 入学定員より受験者数が少ない状況が続いている。また、適切な入学者選抜基準が設定されておらず、選抜の方法も不適切。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価委員会の構成員を見直し、また平成22年度より自己点検結果報告書を公表。 平成22年度入学者選抜より、合格最低点を設定し、これを上回る者を合格とする仕組みにした。

2. 不適格校に対する文部科学省の取組について

1. 報告又は資料の提出を要求

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 報告等の内容としては、**適格認定を受けられなかった事項に関する状況及び当該状況の改善のために講じる措置**

2. 大学からヒアリングを実施

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 「1.」で提出された資料内容について、**大学の研究科長等に対しヒアリング**

3. 実地調査

- 対象はヒアリング実施校の中から**更なる確認が必要とされた大学**。(過去、適格認定を受けられなかった24校中、6校に対して実施。)
- 例えば、指摘された事項が、教育内容及び方法であった場合に、改善が実際に図られているか直接確認。

4. 改善を促す旨の局長通知(改善指導)

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 改善のための措置について、確実に履行してもらうよう、**文書による改善指導を実施**。

※この他、設置計画履行状況調査によるAC(アフターケア)、中教審法科大学院特別委員会WGによる教育の改善状況調査などにより、多角的な視点からのフォローアップが実施されている。

IV. 認証評価制度に関するこれまでの改善について

(1) 認証評価が抱えていた課題

平成18年度から開始された法科大学院の認証評価では、**3つの認証評価機関での評価の方法・内容にバラつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じた**

- このため、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、評価基準・方法を改善すべき旨提言
- この提言を受け、平成22年3月に省令を改正し、同年4月から施行

(2) 具体的な改善内容

(評価項目の改善)

- ① 新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を**新たな評価項目として追加**
- ② 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成など、より**詳細な内容について評価が行われるよう改正**

(評価方法の改善)

- ③ 評価方法について、**法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正**

中教審の指摘内容と省令改正について

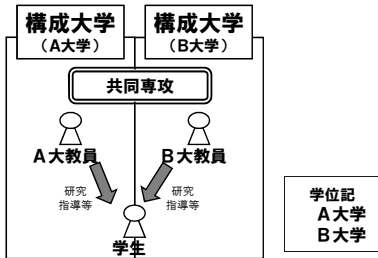
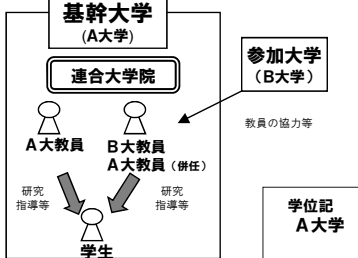
中教審法科大学院特別委員会(報告)を受けた課題事項とその対応について

- 認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、**質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。**
- 認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、**適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況(共通的な到達目標の達成状況を含む)、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路(司法試験の合格状況を含む)などを重点評価項目とする必要がある。**
- 「不適格」の認定については、社会(特に法科大学院への入学を希望する者)に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るため、上記の重点評価項目を踏まえながら、**評価基準・方法について見直しを行う必要がある。**
→上記指摘を踏まえ、関係省令を改正。
- 「不適格」の認定の基準・方法については、**3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要がある**ため、そのために**3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。**
→上記指摘も踏まえ、3機関による連絡会において、基準・方法等についての情報交換を密に行うなど、認識の共有化を図っている。

参考②

法科大学院間の連合・連携

「共同実施制度」と「連合大学院」について

	「共同実施制度」	「連合大学院」
概念図		
組織	複数の「構成大学院」がそれぞれ専攻等を設置。複数の専攻を「共同専攻」という。 ※「構成大学院」は対等で、中心となる「基幹大学」等の概念はない。	中心となる一大学を「基幹大学」に、連合研究科を設置。「基幹大学」以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力。
学生	全ての「構成大学院」に在籍。	「基幹大学」の研究科に在籍。
教員	それぞれの「構成大学院」に所属。	「基幹大学」に所属。 ※参加大学の教員は併任。
教育課程	全「構成大学」が共同で一つの教育課程を編成・実施。	「基幹大学」が、「参加大学」の協力を得て、教育課程を編成・実施。
学位	全「構成大学」の連名で授与。	「基幹大学」名で授与。

香川大学・愛媛大学による連合

概要

- 香川大学及び愛媛大学が連合して教員を出し合い、平成16年4月、基幹校となる香川大学に「**香川大学・愛媛大学連合法務研究科**」を設置。
- 香川大学の名義で学位を授与。(大学院設置基準第7条の2)
- ①親身に地域住民の生活を支える法曹の養成、②地域経済活動を支える法曹の養成、③環境保全を推進する法曹の養成という三つの目標を掲げ、各地方自治体、四国弁護士会連合会、各県弁護士会、企業団体、その他の諸団体からの期待に応える優秀な法曹を多数輩出するとともに、**四国で就業・活躍する弁護士の数を増強**することにより、**弁護士過疎・偏在問題を解消**し、住民の裁判を受ける権利の実質的保障の実現を目指す。

特徴

少人数による高密度の教育

- 少人数の学生定員に対し、連合に基づく組織として、19名の専任教員を配置。
- 1クラス当たりの学生数は、最多の授業科目でも20人程度となるなど、学生一人一人に対し、手厚く丁寧な指導が可能。
- 双方向・多方向形式による密度の高い授業を行うとともに、学生と教員との関係がより密接なものとなり、きめ細やかな教育を実現。

地域のサポート

- 四国地域唯一の法科大学院として、高松高裁・地裁、高松高検・地検及び四国弁護士会連合会・四国各県弁護士会などをはじめ、地方公共団体や経済界など地域の各方面から協力・支援あり。
- 専任教員・実務家教員の派遣、エクスターンシップなどの実地研修の受入れ、各地の法律相談への同席等の協力・支援を受けて、地域に根ざした法曹教育を実施。

ビジネスロー群・環境法群の充実

- 「地域経済活動を支える法曹の養成」という理念に基づき、ビジネスロー分野の展開・先端科目を整備。香川大学大学院地域マネジメント研究科との連携により、同研究科の一部科目の履修が可能。
- 環境法分野の展開・先端科目も整備。愛媛大学沿岸環境科学研究センターを拠点として蓄積されてきた研究教育の実績を活用し、環境問題に強い法曹を養成。

九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学による連携

概要

- 平成16年の開設当初から、九州大学・熊本大学・鹿児島大学の協定による教育連携を実施。
- 平成19年からは琉球大学が参加し、「**九州・沖縄法科大学院教育連携**」となり、**合同での講義、教員の相互派遣、単位互換などを実施**。(平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに選定)
- 開講科目の相互提供や新たな教育方法・教育システムの開発に共同で取り組み、**各法科大学院の特色と長所を相互提供**しつつ、**協調と競争を促進し、相互の独自性を高める**ことで、**法科大学院教育の多様化と充実**を図る。
- さらに、九州大学と鹿児島大学との間では、3年次前期に滞在型の特別聴講学生として相互の学生を受け入れ、30単位を上限に所定の授業科目を履修できるものとする「**滞在型特別聴講学生制度**」を実施。学生が3年次に進学した段階で半年又は1年間、それぞれのキャンパスに通学し、当該大学院の学生と同じ講義を受講。

特徴

高速情報通信網の利用

- 連携4大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議を応用し、双方向授業システムとして利用。
- これにより、大学の枠を越えた講義を行うとともに、新たな教育方法の実践・研究につなげる。
 - 九大・熊大・鹿大 →インターネットと法
 - 鹿大・九大・熊大・琉大 →司法政策論
 - 熊大・鹿大 →日本法制史、公共政策法務 等

開講科目の多様化と充実

- 連携4大学間において、特色のある科目や更なる充実が望まれる分野に関する協力を相互に行うことにより、開講科目の多様性と充実を図る。
 - 九大・熊大・鹿大 →知的財産法分野
 - 九大・鹿大 →刑事法分野
 - 民事手続法分野
 - 情報法分野
 - 九大・熊大 →環境法分野 等

臨床科目の相互提供

- 連携4大学に所属している学生は、単位互換制度を利用して、他の連携大学で開講しているエクスターンシップを履修することが可能。
- これにより、受入れ大学が幹旋する福岡、熊本、鹿児島、沖縄、宮崎などの法律事務所や企業において実習を受けることが可能。
- また、離島等司法過疎地で地域の法律相談に取り組むリーガル・クリニックの授業を4大学連携で実施。

調査検討経過

第1回：平成25年9月30日（月）

- 議 事 （1）会議の公開等について
（2）組織見直しの促進に向けた検討事項について
（3）その他

第2回：平成25年10月7日（月）

- 議 事 （1）認証評価の改善方策について
（2）組織見直しの促進に向けた検討事項について
（3）その他

第3回：平成25年10月25日（金）

- 議 事 （1）組織見直しの促進に係る措置及び認証評価の改善方策について
（2）その他

第4回：平成25年11月11日（月）

- 議 事 （1）組織見直し促進に関する検討結果の取りまとめについて
（2）その他

第5回：平成25年11月22日（金）

- 議 事 （1）組織見直し促進に関する検討結果の取りまとめについて
（2）その他

**第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ
委員名簿**

◎：主査、○：主査代理

(臨時委員) 2名

- | | |
|-----------|----------------|
| 有 信 睦 弘 | 東京大学監事 |
| ◎ 土 井 真 一 | 京都大学大学院法学研究科教授 |

(専門委員) 7名

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 大 貫 裕 之 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| 岡 田 志乃布 | 法務省大臣官房司法法制部付
内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐 |
| 片 山 直 也 | 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授 |
| 椛 嶋 裕 之 | 弁護士 |
| 中 里 智 美 | 司法研修所教官 |
| 古 谷 修 一 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| ○ 松 下 淳 一 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授・法曹養成専攻長 |

計 9名

*発令日は平成25年9月30日

*有信委員の発令日は平成25年4月4日

*土井委員の発令日は平成25年4月15日

*片山委員、松下委員の発令日は平成25年5月8日

組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループの設置について

平成25年7月11日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」(以下、「組織見直し検討ワーキング・グループ」という。)を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

法曹養成制度検討会議取りまとめにおける提言等を踏まえ、法科大学院の組織見直しを促進する観点から、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化の推進方策とともに、適格認定の厳格化など認証評価の改善や組織見直しを促進するため必要な措置の在り方等に関し、専門的な調査・分析・検討を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 組織見直し検討ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下、「委員」という。)は、座長が指名する。
- ② 組織見直し検討ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、組織見直し検討ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

組織見直し検討ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成27年2月14日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

組織見直し検討ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 組織見直し検討ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他組織見直し検討ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が組織見直し検討ワーキング・グループに諮って定める。